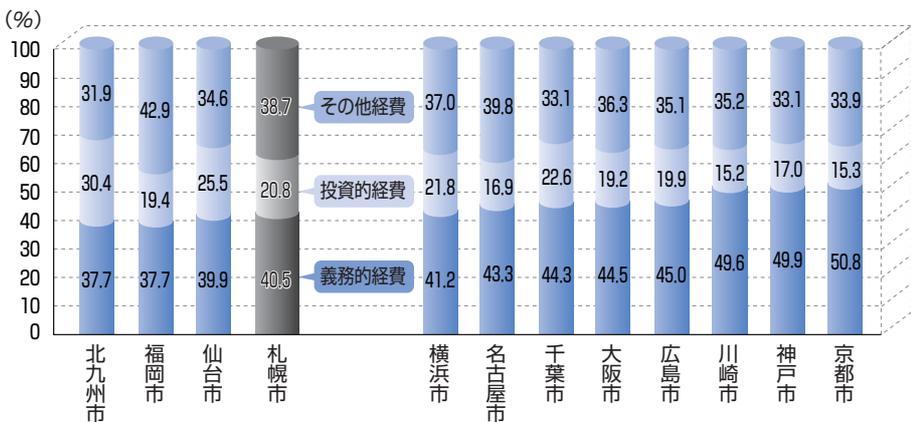
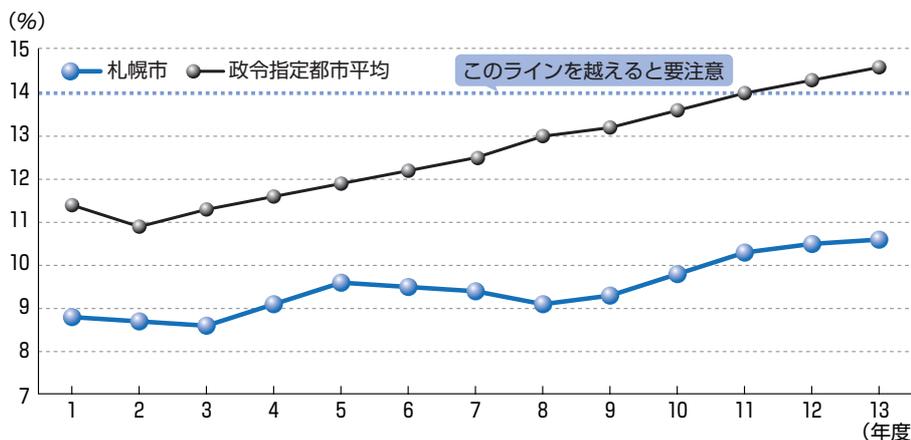


【経常収支比率】市税や地方交付税などの経常的な収入が、人件費や扶助費などの経常的な経費にどれだけ使われているかを示しています。



※義務的経費の割合が低い市を左から並べています。
 【義務的経費】職員給与などの人件費、生活保護費などの扶助費、市債の償還金などの公債費をいいます。
 【投資的経費】道路整備、公園造成、学校建設など、将来に残る公共施設を設備するための経費です。



【起債制限比率】市税など使途の制約されない一般財源のうち、市債の元利償還金に充てられるものの割合。

■図6
経常収支比率
 この数値が低いほど、財政の弾力性があるといえます。本市は、政令指定都市の中で望ましい方から4番目です。

■図7
義務的経費と投資的経費の割合
 義務的経費は支出が義務付けられ、任意に削減できない経費であり、この割合が高いほど財政の弾力性がないといえます。

■図8
起債制限比率
 この割合が低いほど財政の弾力性・自由度があるといえます。本市は、政令指定都市の中で望ましい方から2番目です。

特徴 2
 比較的、財政の弾力性を保っています。

特徴 3
 近年、財政指標が徐々に悪化する傾向にあります。

今後、市税などの収入に大きな伸びは期待できません。一方で、市債償還（返済）のための公債費の増加、公共施設の更新や維持費用の増加などが予想されます。このため、今後も市税をはじめとする歳入の確保に努めるとともに、歳出全般の総点検に取り組み、足腰の強い財政構造への転換を図っていきます。

